

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 2 2 日

各都道府県民生主管部局長

全国社会福祉協議会会長

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室

緊急小口資金の特例貸付の一部業務の労働金庫への委託について

生活福祉資金貸付制度では、「生活福祉資金の貸付けについて」（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号厚生労働事務次官通知）中、「生活福祉資金貸付制度要綱」（以下「要綱」という。）において、これまでは、生活福祉資金の貸付業務の委託先は、市町村社会福祉協議会のみとしていたところです。

今般、「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和 3 年 3 月 11 日社援発 0311 第 8 号厚生労働省社会・援護局長通知）により、貸付の対象を拡大したことに伴い、市町村社会福祉協議会の受付窓口が混雑し、貸付申請までに一定の時間を要していることから、受付窓口の拡充を図るため、要綱を見直し、委託先に市町村社会福祉協議会のほか労働金庫を加えたところです。

本来であれば、都道府県社会福祉協議会ごとに業務の委託者を選定すべきですが、迅速な対応が求められることから、厚生労働省からの要請に基づき、全国社会福祉協議会と全国労働金庫協会との間で協議を経て合意に至った内容により全国の労働金庫に委託することとしました。

具体的には、事務のフロー、借入申込書等の様式や委託契約の内容等の共通化を図る一方、新型コロナウイルス感染症の感染予防も考慮し、郵送による申請を原則化することと併せ、労働金庫に限らず、全国統一的な貸付事務の実施ができる環境を整備したところです。

都道府県におかれては、管内都道府県社会福祉協議会に対して、受付窓口の混雑の解消及び住民の申込方法の利便性の向上を図るため、両者が合意した内容に基づき、令和2年4月29日(水)までに、貴都道府県を区域とする労働金庫と事業開始の合意を得て、労働金庫が、翌30日から貸付申請書の受付から都道府県社会福祉協議会への送付までの業務を開始できるよう調整・指導を行うとともに、開始した旨を5月1日(金)午前10時までに当職まで報告願います。

<報告先>

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
相談支援係 高野・角谷
shikin@mhlw.go.jp
電話番号 03-5253-1111 内:2231